

防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の 点検・検証結果（案）

令和 7 年 月
防災重点農業用ため池の防災・減災対策の
施行状況の点検・検証に係る委員会

I 防災重点農業用ため池の防災・減災対策について

1 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の経緯

- ・ 農業用ため池は全国に約 15 万箇所存在。降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に分布。農業用ため池の約 7 割は江戸時代以前に築造されたもの、あるいは築造年が不明なものであり、老朽化が進行。また、農業用ため池の所有者や利用者の世代交代が進み、農業用ため池の権利関係が不明確かつ複雑化。農業者の減少や高齢化により、利用者を主体とする農業用ため池の管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行えなくなることが懸念。
- ・ こうした中、地震、そして気候変動に起因した豪雨が頻発化・激甚化しており、農業用ため池の防災・減災対策を進めていくことが、近年ますます重要。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨により、西日本の 2 府 4 県で 32 か所の農業用ため池が決壊し、死者 1 名を含む大きな被害が発生したことを受けて、国は全国で農業用ため池の緊急点検を行うとともに、防災重点ため池の新たな選定基準を策定し再選定。
- ・ 令和元年 7 月、農業用ため池の適正な管理及び保全のために必要な措置を講じることで、農業用水の確保を図り、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（ため池管理保全法）」が施行。届出による農業用ため池の所有者や管理者の明確化、特定農業用ため池の指定、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知、災害を防止するために必要な工事を実施するための措置等を行う枠組みが構築。
- ・ 令和 2 年 10 月、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池工事特措法）」が施行。
- ・ 農林水産省は、防災・減災対策のため、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事、廃止工事を実施するための補助事業の措置や地方債の優遇措置、防災重点農業用ため池の防災工事や廃止工事に関する設計指針やマニュアルの作成を行っているところ。

注) ○防災重点ため池

平成 27 年に「下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池又は堤高 10m 以上若しくは貯水量 10 万トン以上のため池」を防災重点ため池の選定基準とし選定。平成 30 年 7 月豪雨を受け、平成 30 年に「決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池」を防災重点ため池の新たな選定基準とし、ため池から 100m 未満の浸水区域内に住宅等がある農業用ため池等をあらためて防災重点ため池に選定。

なお、現在は、ため池工事特措法で定義している「防災重点農業用ため池」という用語を使用しており、「防災重点ため池」という用語は使用していない。

○特定農業用ため池

決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池について、防災重点ため池の新たな選定基準を制定し、国・地方自治体が所有するものを除いた民間所有の農業用ため池をため池管理保全法に基づき特定農業用ため池として指定することとした。

○防災重点農業用ため池

ため池工事特措法制定に当たり、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池について、特定農業用ため池の選定基準と同じで国・地方自治体所有も含めた農業用ため池を防災重点農業用ため池として指定することとした。

2 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の点検・検証の進め方

- ・ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「ため池工事特措法」という。）の附則第 3 項に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定されており、令和 7 年度が法施行後 5 年目に当たる。
- ・ このため、農林水産省は、令和 7 年 1 月から 2 月にかけて、都道府県及び市町村に対し、ため池工事特措法や防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況等に関するアンケート調査を実施した。また、同年 6 月、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の点検・検証に係る委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ、施行状況の点検・検証を実施。同委員会は、国から防災重点農業用ため池の防災・減災対策に係る説明を聞いた上で意見交換を行った。
- ・ 点検・検証は、以下の観点から実施した。
 - ① ため池工事特措法の施行状況
 - ② 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況

Ⅱ 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の点検・検証結果

1 ため池工事特措法の施行状況に関するアンケート調査

令和7年1～2月、全ての都道府県及び228市町村に対し、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況に関しアンケート調査を実施。

調査対象市町村（228市町村）

- ① 各都道府県において、農業用ため池が多い上位3市町村（138市町村）
- ② 上記①の市町村を除き、防災重点農業用ため池の数が多い市町村 92市町

石川県能登地方の3市町は、能登半島地震等の影響を踏まえ、調査対象外としている。

※調査対象市町村のうち、秋田県の1市、山形県の1市（R6.7に発生した豪雨災害の影響により回答困難）を除く228市町村に回答いただいた。

（上記①、②の市町村を合わせると、全国の防災重点農業用ため池の7割以上を占める。）

2 ため池工事特措法の施行状況（アンケート調査の結果等）

基本指針（第三条）

- ・ 農林水産省は、防災重点農業用ため池の防災工事等[※]の集中的かつ計画的な推進を図るため、令和2年9月に防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を策定。
- ・ 令和6年4月には、農業用ため池決壊のほとんどが豪雨によることから、防災工事を加速化させるべく、地域の実情に応じて洪水吐きの改修等の豪雨対策を地震対策に先行して段階的に整備することが可能であることを明確化するため、基本指針を一部改正。
※「防災工事等」とは劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事、廃止工事をいう。
- ・ アンケート調査の結果において、約9割の都道府県及び98%市町村が、「基本指針の改正は必要ない」と回答。

防災重点農業用ため池の指定等（第四条）

- ・ 令和7年3月末時点、全国149,417か所の農業用ため池のうち、52,380か所が防災重点農業用ため池に指定。
- ・ 令和6年7月、農林水産省は地方公共団体に対して、本来指定すべき防災重点農業用ため池の指定に漏れがないか確認を促す通知を発出。
- ・ これを踏まえ、地方公共団体において防災重点農業用ため池の指定に漏れがないか確認したところ、低水位管理をしていること等から指定の検討が不十分であったこと、新たな住宅の築造等が確認されたことなどの理由により、令和6年度に新たに298か所が防災重点農業用ため池に指定。一方、廃止工事の実施や浸水想定区域の精査などにより、令和6年度に619か所の防災重点農業用ため池が指定解除。

推進計画（第五条）

- ・ 全ての都道府県において、令和3年4月末までに防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を策定。その後、各都道府県において、防災工事等の実施状況を踏まえて、必要に応じて推進計画を変更。推進計画は46都道府県において公表。

都道府県の援助（第六条）

- ・ 全ての都道府県において、防災工事等を実施する者を援助するため、技術的な指導・助言、研修、防災工事等の実施に関する基準の作成等を実施。
- ・ また、44道府県が土地改良事業団体連合会に対して、ため池サポートセンターの設立・運営、技術的な指導・助言などの援助を求めている。
- ・ 令和7年11月末時点、ため池サポートセンターは41道府県において設立。

財政上の措置（第七条）

- ・ 農林水産省は、令和3年度に農村地域防災減災事業において「防災重点農業用ため池緊急整備事業」を創設し、都道府県、市町村等に対して、推進計画に基づく防災工事等の実施に要する費用を定率や定額で補助。本事業では、緊急性が高いもの^{*}の防災工事の補助率を50%から55%に嵩上げ。また、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、実施計画策定等に対しては定額で補助。
- ・ また、農業水路等長寿命化・防災減災事業において、都道府県、市町村等に対して、防災重点農業用ため池の廃止工事、防災重点農業用ため池の現地パトロールやため池管理者等に対する技術的な指導等に要する費用を定率や定額で補助。
- ・ アンケート調査の結果において、全ての都道府県及び97%の市町村がため池工事特措法による財政上の措置を「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- ・ 一方、約6割の都道府県及び約4割の市町村は、ため池工事特措法による財政上の措置に対する要望があると回答しており、その内容としては、「更なる補助率の嵩上げ」等を挙げている。

※緊急性が高いものとは、浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。

地方債についての配慮（第八条）

- ・ 農村地域防災減災事業「防災重点農業用ため池緊急整備事業」で実施する防災重点農業用ため池の防災工事の地方交付税措置率を、令和7年度末まで通常の20%から45%に引上げ。
- ・ アンケート調査の結果において、全ての都道府県及び99%の市町村が、ため池工事特措法による地方債についての特別の配慮を「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- ・ また、全ての都道府県及び99%の市町村が、地方債についての特別の配慮について「延長は必要である」と回答。
- ・ また、全ての都道府県が「延長以外の要望がある」と回答しており、その内容は「充当率・交付税措置率の更なる引上げ」となっている。

ため池工事特措法に対する評価

- ・ アンケート調査の結果において、全ての都道府県及び98%の市町村が、ため池工事特措法が施行されたことを「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- ・ 都道府県及び市町村からは、評価する点として、「地方債についての特別の配慮がなされたこと」、「国による必要な財政上の措置が講じられたこと」、「基本指針において防災工事等の推進を図るための基本的な指針が示されたこと」、「推進計画に沿って、集中的かつ計画的な防災工事等の推進が図られていること」等が挙げられた。
- ・ 一方、アンケート調査の結果において、約7割の都道府県及び約3割の市町村が「ため池工事特措法に対して要望がある」と回答。要望の内容としては、「ため池工事特措法の施行期間の延長」等が挙げられた。

まとめ

- ため池工事特措法に基づく基本指針や推進計画の作成、防災重点農業用ため池の指定、都道府県の援助、財政上の措置、地方債の配慮について、適切に施行されていると考えられる。
- アンケート調査の結果において、全ての都道府県及び98%の市町村がため池工事特措法が施行されたことを評価（「どちらかといえば評価」を含む）しており、財政上の措置や地方債の配慮についても高い評価となっている。
- 一方、地方債の配慮については、今年度が期限となっていることから、全ての都道府県及び99%の市町村が「延長は必要である」としているほか、充当率・交付税措置率の更なる引上げを求める意見もあり、検討が必要であると考えられる。
- アンケート調査では、ため池工事特措法の延長を求める意見が多数あったが、期限延長の必要性については、今後の防災工事等の進捗状況を踏まえ、適切な時期に検討願いたい。

3 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況

(1) 防災工事等の実施状況

ア 推進計画の目標に対する進捗状況

推進計画の目標に対する防災工事等の進捗状況は、下表のとおり。

| 項目 | 特措法期間（R12年度まで）の着手予定箇所数 ^{※1} | 令和6年度までの着手箇所数 | 進捗率 |
|---|--------------------------------------|---------------|----------------|
| | | | 劣化状況評価を実施するため池 |
| 劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施するため池 ^{※2} | 約 22,000 | 約 15,300 | 70% |
| 防災工事を実施するため池 | 約 6,700 | 約 3,300 | 49% |
| 廃止工事を実施するため池 | 約 2,300 | 約 1,500 | 65% |

※1 特措法期間（R12年度まで）の着手箇所数は、各都道府県が作成する推進計画を集計したもの。劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価については令和7年3月時点、防災工事、廃止工事は土地改良長期計画等の指標の分母としている令和6年3月時点。防災工事の必要箇所の総数は令和7年3月時点で約23,200か所。

※2 地震・豪雨耐性評価は、優先度が高いため池（浸水区域に防災拠点施設や緊急輸送道路があるもの、または周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの）で実施。

また、総貯水量10万 m^3 以上、堤高10m以上の防災重点農業用ため池の防災工事の着手率はそれぞれ約60%となっており、全体平均の49%より10%高くなっている。

イ 防災工事等の進捗状況に対する評価

① 劣化状況評価の進捗状況

- アンケート調査の結果において、85%の都道府県が、劣化状況評価の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。

② 地震耐性評価の進捗状況

- アンケート調査の結果において、75%の都道府県が地震耐性評価の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。

③ 豪雨耐性評価の進捗状況

- アンケート調査の結果において、79%の都道府県が豪雨耐性評価の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。

地震耐性評価の方が豪雨耐性評価よりも「順調に進んでる」又は「どちらかといえば順調に進んでる」との回答率が低い理由として、近年激甚化の傾向にある豪雨災害への対応を優先したこと、地震耐性評価の方が豪雨耐性評価より評価に係る費用が高額であること等が考えられる。

④ 防災工事の進捗状況

- ・ アンケート調査の結果において、約4割の都道府県が、防災工事の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- ・ 「順調に進んでいない」又は「どちらかといえば順調に進んでいない」と回答した都道府県は、その理由として、「行政の技術者が不足している」、「十分な予算が措置できていない」等を挙げている。

⑤ 廃止工事の進捗状況

- ・ アンケート調査の結果において、約5割の都道府県が、廃止工事の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- ・ 「順調に進んでいない」又は「どちらかといえば順調に進んでいない」と回答した都道府県は、その理由として、「地元関係者との調整に時間を要している」、「行政の技術者が不足している」等を挙げている。

防災工事及び廃止工事の推進に当たっての課題について、都道府県において主に以下の対応がされている。

| 課 題 | 都道府県による対応 |
|-------------------------|---|
| ①行政の技術者不足 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等による職員の技術力向上 ・ 建設コンサルタントに積算、工事発注資料、現場監督を外注（現場技術業務等） |
| ②十分な予算が措置できていない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要度の高いため池から整備を実施 ・ 豪雨対策の先行整備（段階的整備）の実施 ・ 日常的な点検による異状の早期発見及び対処 ・ 防災工事が必要と判断されたため池の点検強化、ハザードマップの周知、遠隔監視機器の設置 |
| ③地元関係者との調整※に時間を要している | <ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状況評価等の評価結果を受益者や地域住民に周知する等により、防災工事・廃止工事の必要性の理解促進 ・ 土地改良法に基づく急施の防災事業を活用 |
| ④受注業者の不足 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業協会等との定期的な意見交換 ・ 新技術や情報化施工等の活用による労力の軽減 |
| ⑤所有者不明のため池の調査等に時間を要している | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者探索について業務発注により対応 ・ ため池管理保全法に基づく代執行等の法的手段の活用 |
| ⑥資材の入手に時間を要している | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術の活用による資材の代替 |

※防災工事の場合は工事実施中の用水手当や用地・借地交渉、廃止工事の場合は廃止後のため池の維持管理等

ウ 環境との調和への配慮（基本指針第3の3の(3)の②）

令和3年度以降に防災工事（廃止工事を除く）を実施した全ての都道府県及び市町村が、防災工事の実施に当たり、設計時に希少種の有無を現地調査や聞き取り調査、施工時に配慮の必要な動植物は一時的に移動等の対応を行うなど環境との調和に配慮している。

また、令和3年度以降に廃止工事を実施した全ての都道府県及び市町村が、廃止工事の実施に当たり、生物のすみかとなる水域の一部を残すなど環境との調和に配慮している。

(2) その他防災・減災対策の実施状況

ア 防災工事が完了するまでの間の対応状況（基本指針第4の2）

アンケートの結果、98%の都道府県及び約9割の市町村は、防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池について、防災工事が完了するまでの間、応急的な補修等や点検や管理者等への技術指導を強化するなど管理・監視体制の強化等の対策を進めている。

イ ハザードマップ等の作成状況

令和7年3月末時点、約98%の防災重点農業用ため池でハザードマップ等を作成済み。

ウ 水位計等の遠隔監視機器の設置状況（基本指針第4の3）

令和7年3月末時点、遠隔監視機器として防災重点農業用ため池の1,193か所に水位計、844か所に監視カメラを設置。

エ 国による技術支援

農林水産省は、土地改良事業設計指針「ため池整備（平成27年5月）」、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き（令和3年3月）」、「防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について（令和5年3月）」、「農業用ため池の廃止工事の設計に関する手引き（令和7年3月）」、「農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き（令和7年10月）」等を作成し、都道府県、市町村等に周知。

まとめ

- 劣化状況評価、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の進捗率はそれぞれ80%、70%となっており、一定の進捗がみられる。
- 廃止工事の進捗率も65%と一定の進捗がみられる。
- 防災工事の進捗率は49%となっている。
- 防災工事や廃止工事の加速化に当たっては、必要な予算の確保のほか、優先度の高い防災重点農業用ため池の先行実施、国営事業による実施等が求められる。
- 防災工事及び廃止工事の円滑な実施のために、技術的支援の充実が求められるほか、新技術の活用、情報化施工の導入も有効であると考えられる。
- 防災工事や廃止工事の実施に当たって、これまで防災工事や廃止工事を実施した全ての都道府県や市町村で環境との調和に配慮がなされていた。引き続き適切な配慮がなされることが求められる。
- 劣化状況評価等から防災工事の着手まで期間を要することもあること、防災重点農業用ため池の劣化の進行を抑制する観点から、防災工事が完了するまでの間、ため池サポートセンター等による点検の強化等のソフト対策も併せて行う必要がある。

Ⅲ 今後の対応方針

ため池工事特措法の制定により、防災工事や廃止工事の実施に関する基本的な方針が示され、財政上の措置や地方債についての配慮がなされたことで、各地で防災工事や廃止工事が進展。洪水吐きの拡幅などを通じて豪雨被害の防止に寄与するなど、顕著な効果を発現している。

国土強靱化対策に防災重点農業用ため池の防災工事等が位置付けられ、ため池工事特措法が施行されたことにより、国土強靱化対策及び法制定前よりも予算を確保している。

劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の進捗率は約8割となっている。令和12年度までの目標としている防災工事の着手箇所数に対し、進捗率は約5割となっているが、貯水量の多いもの（10万㎡以上）や堤高が高いもの（10m以上）の進捗率は約6割と平均を上回る。また、廃止工事の進捗は65%となっている。

一方、ため池工事特措法に基づく劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の進捗に伴い、防災工事・廃止工事の対象となるため池数が増加。また、物価上昇等の影響により工事単価が上昇しているため、実施可能な事業量に影響を及ぼしている。

令和6年度末時点の予定箇所数に対する進捗は、廃止工事では順調である一方、防災工事は令和3～6年度までの約1.9倍の進捗率で着手する必要があるとあり、更なる加速化が必要である。

地方公共団体へのアンケート調査では、防災工事等の推進にあたり、行政の技術者不足、十分な予算の確保、地元関係者との調整等が課題との回答が寄せられた。

これらの課題を踏まえ、防災重点農業用ため池の防災・減災対策がより一層適切に進捗するように、委員会として以下を提言する。

なお、ため池工事特措法の期限は令和12年度までとなっているが、今後の防災重点農業用ため池の防災工事等の進捗に鑑み、適切な時期に期限延長の必要性について検討願いたい。

1 防災工事等に要する費用の財政上の支援

- ・ 物価上昇を踏まえた予算を確保すること。
- ・ 補助率嵩上げや定額支援等により補助事業制度の充実に努めること。
- ・ 地方財政措置の令和8年度以降の拡充を図ること。

2 防災工事等に関する制度の改善や活用推進

- ・ 国営事業においても防災重点農業用ため池の防災工事を推進すること。その際は情報化施工など、地方公共団体が防災工事を実施する際の参考となる取組を積極的に推進し、取組事例を周知すること。
- ・ 豪雨対策の先行実施（段階的整備）を推進すること。また、参考となる手引き等を作成すること。
- ・ 国又は地方公共団体は、必要に応じて、土地改良法に基づく急施の防災事業を活用すること。
- ・ 所有者不明土地への対応の参考とするため、法的手段を活用して工事着手した取組事例集を公表すること。

3 防災工事等の適切な実施に向けた積算等の改善と技術的支援の充実

- ・ 受注業者の人員不足、良質な土質材料の不足等に対応するため、ベントナイトシート工法、プレキャスト底樋等の新技術や情報化施工等を推進し、必要な技術指針等を充実させること。
- ・ 業務の効率化に資する技術的支援を充実させること。
- ・ 現場の実情に対応した適正な工事価格となるよう、ため池工事の独自歩掛を制定すること。
- ・ 発注者の人員不足や技術力向上に対応するため、現場技術業務の積極的な活用や各都道府県の土地改良事業団体連合会による技術支援を促進すること。
- ・ 気候変動の将来予測を見込んだ設計洪水量の算定について、今後の課題として検討すること。
- ・ アンケートの結果、防災工事や廃止工事を実施した全ての都道府県や市町村において環境との調和への配慮がなされており、引き続き、環境との調和への配慮の取組を推進すること。また、必要な技術指針等を整備すること。

4 防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化

- ・ 防災工事が必要と評価された防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化や、防災重点農業用ため池の劣化の進行を抑制する観点から、ため池サポートセンターによる点検の強化を推進すること。
- ・ 防災工事が必要と評価された防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化のため、水位計等の遠隔監視機器の設置を推進すること。
- ・ 防災重点農業用ため池のハザードマップが適切に記載されているか適宜点検・更新するように努めること。

5 その他留意事項

防災重点農業用ため池の防災工事の加速化に向けては、以下の点にも留意すること。

- ・ 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果について、ため池の管理者や受益者に加え、必要に応じて地域住民への周知に努めること。
- ・ 決壊による災害の未然防止や管理保全に係る負担軽減のため、利用されていない防災重点農業用ため池の早期の廃止に努めること。また、廃止工事の実施に当たっては、下流域への影響等を確認すること。
- ・ 防災重点農業用ため池の防災工事の実施に当たっては、必要に応じて工事期間中の用水手当等に配慮すること。
- ・ 防災重点農業用ため池が被災した場合には、原形復旧するだけでなく、再度災害の防止に向けて、改良復旧に取り組むこと。
- ・ 大規模災害発生後に、ため池決壊などの甚大な被害が生じた場合は、緊急点検や復旧工法の検討に関する技術支援のために MAFF-SAT を派遣し、円滑な復旧に努めるとともに、把握した被害状況等に基づき被災要因の分析を実施し、防災工事の必要性について啓発すること。
- ・ 農業用ため池管理保全技士制度による技術支援を強化すること。